

## 謝金規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下「当機構」という。)の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲等)

第 2 条 本規程は、当機構が主催する講演会・研修等において講演や講義を行う当機構が依頼する講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金に適用する。

### (謝金等の支払基準)

第 3 条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。

- 2 講師謝金等及び助言謝金等の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。
- 3 講師謝金等及び助言謝金等の支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。
- 4 執筆謝金等について、400 字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語 400 字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。
- 5 執筆謝金等の支払単位は 0.5 枚とし、端数については、100 字未満は切り捨て、100 字以上は切り上げとする。ただし、全体で 100 字未満の場合は 0.5 枚とみなす。

### (謝金の支払方法)

第 4 条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、当機構は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収は行わない。

### (費用)

第 5 条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当機構旅費規程を準用して支払う。

- 2 本規程の対象となる支払対象者が当機構が依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については第5条の定めるところに従い請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

### (改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則(令和2年2月17日改正)

この規程は、令和 2 年 2 月 17 日から施行する。(令和 2 年 2 月 17 日理事会 決議)

<別表>

講師謝金等	1 時間あたり	30,000 円
助言謝金等	1 時間あたり	15,000 円
執筆謝金等	400 字あたり	2,000 円